

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2381号

平成24年6月29日金曜日 第2381号

♦	目	次	\Diamond
	規	則	
生活保護法施行細則及び	中国残留邦人	、等に	対する支援給付に関す
る規則の一部を改正する	規則		587
	告	示	
落札者等の告示			588
救急病院の協力申出			588
指定障害児通所支援事業	者の指定		588
指定障害福祉サービス事	業者の指定		589
大規模小売店舗の変更の	届出の概要等	} (2	件)589
肥料登録証の記載事項の	変更の届出		590
保安林予定森林			590
公共測量の終了の通知			591
愛媛県証紙売りさばき人	の指定願の記	己載事	項の変更591
瀬戸内海環境保全特別措	置法第5条に	よる	特定施設の設置の許可

申請の概要	591
土地改良区役員の就退任の届出	593
土地改良区の定款変更の認可	594
道路の区域変更(県道久米垣生線)	594
道路の供用開始(")	594
道路の区域変更(県道三坂松山線)(2件)	594
道路の供用開始(県道三坂松山線)	595
公 告	
平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	595
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	596
クリーニング師試験の施行	596

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第37号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

看護

第1条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改	正 後					
様	樣式第37号 (第12条関係) 生活保護法介護券								
	省	略							
		省略							
			省略		省略				
		居宅介護	特定施設入居者	居宅介護	地域密着型特定				
		介護予防	生活介護	介護予防	施設入居者生活				
			定期巡回・随時) 1 15 1 19J	介護				
		省略	対応型訪問介護		複合型サービス				

改	正	Ē

樣式第37号(第12条関係) 生活保護法介護券

省略			
	省略		省略
居宅介護	特定施設入居者	尼安人拼	地域密着型特
介護予防	生活介護	居宅介護	施設入居者生
		介護予防	介護
省略			
		省略	
	省略		
 省略			

(中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部改正)

省略

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 **樣式第24号**(第13条関係) 介護券 樣式第24号(第13条関係) 介護券 省略 省 略 省略 省略 省略 省略 省略 省略 特定施設入居者 特定施設入居者 地域密着型特定 地域密着型特定 居宅介護 居宅介護 施設入居者生活 生活介護 生活介護 施設入居者生活 介護予防 介護予防 居宅介護 居宅介護 定期巡回・随時 介護 介護 介護予防 介護予防 対応型訪問介護 複合型サービス 看護 省略 省略 省略 省略 省略 注1 省略 注 省略 のある欄は、該当する の中にレ印を付けること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第37号の規定及び第2条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第24号の規定は、平成24年4月1日以降の介護に係る請求分について適用し、同日前の介護に係る請求分については、 なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第37号及び第2条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第24号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第841号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
平成24年度法人二税及び収 納管理システム概要設計等	愛媛県総務部行財政改 革局税務課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	平成24年 5 月25日	日本電気株式会社松山支店 度暖県松山市一番町一丁目15番地2	69 289 500円	地方公共団体の物品又は特定役務 の調達手続きの特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第10条 第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第842号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
宇和島市病院	方立津島	宇和島番地	市津島町高	田丙15	宇和島市	平成27年 6月27日 まで

○愛媛県告示第843号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。 平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害	児 通 所 支 援	事 業 者	指定障害児通	指定障害児通	所支援事業所	指 定年月日
尹 未日田 つ	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	所支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
3850600069	有限会社佐伯電器	松山市古川北3丁目4 番32号	佐伯英三	放課後等デイ サービス	パーソナルアシスタン ト青空東予こどもデイ 青空	西条市大町264番地 1	平成24年 5 月22日

○愛媛県告示第844号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害	福祉サービス	ス 事 業 者				指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			指定
争耒白笛写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表	長者の)氏行	3	サービスの種類	名 称	所 在	地	年月日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家 117番地	佐	藤	和	久	居宅介護	訪問介護事業所ファミ ーユ	四国中央市上 - 1コスモス/ 4号	分町318 \イツ30	平成24年 5月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家 117番地	佐	藤	和	久	重度訪問介護	訪問介護事業所ファミ ーユ	四国中央市上 - 1コスモス/ 4号	分町318 \イツ30	平成24年 5月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家 117番地	佐	藤	和	久	行動援護	訪問介護事業所ファミ ーユ	四国中央市上 - 1コスモス/ 4号	分町318 \イツ30	平成24年 5月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家 117番地	佐	藤	和	久	同行援護	訪問介護事業所ファミ ーユ	四国中央市上 - 1コスモス/ 4号	分町318 \イツ30	平成24年 5月1日

○愛媛県告示第845号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
イオン今治店	今治市馬越町4丁目 8番1号	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前8時	午前7時	平成24年 6 月21日	平成24年 6 月19日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前7時30分から午 後11時30分まで	午前6時30分から午 後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第846号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月29日

1 変更の届出の概要

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出年月日
イオンタウン川之江	四国中央市妻鳥町字 樋之上1795番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻 午前 9 時		午前7時	平成24年 6 月21日	平成24年 6 月20日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 8 時30分から午 後11時30分まで	午前 6 時30分から午 後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第847号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。 平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産業者の氏 名又は名称及 び住所	変更前	変更後	変 更 年月日
愛媛県第 1236号	うわうみ漁業協 同組合 愛媛県宇和島市 築地町2丁目5 番18号	愛媛県宇和島市築 地町2丁目5番7号	愛媛県宇和島市築 地町2丁目5番18号	平成24 年5月 23日

○愛媛県告示第848号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市郷 2 番耕地88の 3 、 2 番耕地336、 2 番耕地340、 2 番耕地442の 1 、 2 番耕地442の 3 、 2 番耕地443から 2 番耕地445まで、 2 番耕地446の 2 、 2 番耕地450、 2 番耕地4453、 2 番耕地4454、 2 番耕地456、 2 番耕地458から 2 番耕地460の 1 まで、 2 番耕地464、 2 番耕地466の 1 、 2 番耕地467、 2 番耕地468、 2 番耕地470から 2 番耕地474まで、 2 番耕地470、 2 番耕地474まで、 2 番耕地470、 2 番耕地482、 2 番耕地485から 2 番耕地487まで、 2 番耕地480、 2 番耕地498、 2 番耕地500の 1 、 2 番耕地500の 2 、 2 番耕地501の 1 、 2 番耕地501の 2 、 2 番耕地511、 2 番耕地518、 2 番耕地519の 1 、 2 番耕地519の 2 、 2 番耕地522から 2 番耕地522。 2 番耕地5220の 2 、 2 番耕地531、 2 番耕地532、 2 番耕地536の 1 、 2 番耕地536の 2 、 2 番耕地537、 2

番耕地538の1、2番耕地539の1、2番耕地539の2、2番耕地 540の1、2番耕地540の2、2番耕地541、2番耕地544の2、2 番耕地545の1、2番耕地546、2番耕地547、2番耕地549、2番 耕地552から2番耕地555まで、2番耕地559から2番耕地562まで、 2番耕地566から2番耕地568まで、2番耕地573、2番耕地575、 2番耕地577の1、2番耕地577の2、2番耕地578の1、2番耕 地580、2番耕地586、2番耕地588から2番耕地591まで、2番耕 地593の1、2番耕地593の2、2番耕地594、2番耕地595、2番 耕地596の1、2番耕地596の2、2番耕地597から2番耕地599ま で、2番耕地602、2番耕地604、2番耕地605、2番耕地607、2 番耕地610、2番耕地611、2番耕地613、2番耕地614、2番耕地 616、2番耕地617の1、2番耕地617の3、2番耕地618、2番耕 地623、2番耕地624、2番耕地626、2番耕地628、2番耕地630、 2番耕地637、2番耕地638、2番耕地640、2番耕地641、2番耕 地643、2番耕地645、2番耕地652の1から2番耕地652の3まで、 2番耕地653、2番耕地669から2番耕地672の2まで、2番耕地 673、2番耕地674、2番耕地677、2番耕地679、2番耕地680の 1、2番耕地680の3、2番耕地681、2番耕地682の1、2番耕 地683、2番耕地684、2番耕地687、2番耕地688の1、2番耕地 688の2、2番耕地689、2番耕地690の1、2番耕地690の2、2 番耕地692の2、2番耕地698、2番耕地701、2番耕地702の2、 2番耕地703から2番耕地705まで、2番耕地707、2番耕地708、 2番耕地710から2番耕地712まで、2番耕地722、2番耕地723の 2、2番耕地723の3、2番耕地726、2番耕地727、2番耕地730、 2番耕地735、2番耕地736、2番耕地739、2番耕地744、2番耕 地746、2番耕地750の1、2番耕地750の2、2番耕地751、6番 耕地6、6番耕地7、6番耕地10、6番耕地12、6番耕地14、6 番耕地27から6番耕地31まで、6番耕地34の1、6番耕地34の2、 6番耕地53、6番耕地56の1、6番耕地56の2、6番耕地57から 6番耕地58の3まで、6番耕地59から6番耕地63の1まで、6番 耕地63の3、6番耕地66の1、6番耕地67の1、6番耕地67の2、 6番耕地68の1、6番耕地69から6番耕地71の2まで、6番耕地

72、6番耕地74の1、6番耕地74の2、6番耕地75の1、6番耕 地75の2、6番耕地76の1、6番耕地76の2、6番耕地78から6 番耕地80の1まで、6番耕地81の2、6番耕地115の3、6番耕 地116、6番耕地117の1、6番耕地118から6番耕地122の2まで、 6番耕地123、6番耕地125、6番耕地127から6番耕地129の2ま で、6番耕地130から6番耕地132の2まで、6番耕地133の1、 6番耕地133の2、6番耕地134から6番耕地140まで、6番耕地 142、6番耕地143、6番耕地146から6番耕地149の1まで、6番 耕地151、6番耕地153の1、6番耕地153の2、6番耕地154の1、 6番耕地154の3、6番耕地155から6番耕地157の2まで、6番 耕地158、6番耕地159、6番耕地163の1、6番耕地164の1、6 番耕地164の2、6番耕地165の1、6番耕地166の1、6番耕地 166の2、6番耕地167の2、6番耕地168から6番耕地171の2ま で、6番耕地172の1から6番耕地172の3まで、6番耕地173、 6番耕地180、6番耕地181、6番耕地187の1、6番耕地188、6 番耕地191、6番耕地193、6番耕地198、6番耕地199の1、6番 耕地199の2、6番耕地200、6番耕地210、6番耕地212、6番耕 地213、6番耕地223、6番耕地225、6番耕地229、6番耕地233、 6番耕地234、6番耕地236の2、6番耕地237、6番耕地238の1、 6番耕地240の2、6番耕地240の3、6番耕地245、6番耕地250、 6番耕地251、6番耕地252の2、6番耕地253、6番耕地258の1、 6番耕地258の2、6番耕地259、6番耕地260、6番耕地268、6 番耕地270の1、6番耕地272、6番耕地273、6番耕地275、6番 耕地276の1、6番耕地276の2、6番耕地277、6番耕地278の1、 6番耕地278の2、6番耕地280、6番耕地281の1、6番耕地281 の2、6番耕地282から6番耕地283の2まで、6番耕地284、6 番耕地286の1、6番耕地286の2、6番耕地287、6番耕地289の 1から6番耕地289の3まで、6番耕地290の1、6番耕地290の 2、6番耕地302、6番耕地304から6番耕地307まで、6番耕地 308の2、6番耕地309、6番耕地312の2、6番耕地316の1、6 番耕地316の2、6番耕地317、6番耕地318の1、6番耕地318の 2、6番耕地319の1、6番耕地319の2、6番耕地320、6番耕

地324、6番耕地325、6番耕地335の1から6番耕地335の3まで、6番耕地341の1、6番耕地341の2、6番耕地344の1、6番耕地344の2、6番耕地345の1、6番耕地345の2、6番耕地347、6番耕地349から6番耕地351まで、6番耕地355の1、6番耕地355の2、6番耕地356から6番耕地364まで、6番耕地375から6番耕地379の2まで、6番耕地384から6番耕地386の1まで、6番耕地388

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第849号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 6 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(都市計画図作成)
- 2 作業期間 平成23年8月31日から

平成24年5月31日まで

3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第850号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号) 第5条第6項の規定により告示する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売	IJ	ਣੇ	ば	ਣੇ	人			变	更		事	項	変更許可
番号	住	F	沂		氏名	又は彳	ら 称		新				旧	年月日
松第 91号		目 6	17	松山南 会長	可交通安 伊東	全協会 純朗		会長 伊東	純朗		会長 栗原	孝美		平成24年 5月30日

○愛媛県告示第851号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び 新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社 東京都港区新橋五丁目11番3号 代表取締役 家守 伸正

- 2 事業場の名称及び所在地 住友金属鉱山株式会社磯浦工場 新居浜市磯浦町17番3号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 35.電池研究所フィルタープレス№.5

特定施言	殳 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第 1第27号イ ろ過施設
特定施言	ひの能力	ろ過面積0 6平方メートル
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着工後約1か月
使用開始の	予定年月日	完成の翌日
特定施設の側	吏用時間間隔	間欠、 8 時から17時
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	9 時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常 1 Ω
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 100
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9 200 最大 11 000
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
	日当たりの量 方メートル)	通常 3 最大 6

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(2) 47 .電池研究所洗浄塔№ 2

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号ヌ 廃ガス洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	1 分当たり90 ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約1か月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時
特定施設の1日当たりの使用 時間	9 時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要	なし
特定施設か 水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2~5 最大 2~5

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	1 D 1 D	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	50 100	
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)		9 200 11 000	
	りん含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	0 5 1 0	
汚水等の1E (単位 立7	通常最大	1 2		

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(3) 15 酸系廃ガス除外塔

特定施設	みの種類	政令別表第 1 第62号ホ 廃ガス洗浄施設			
特定施設	みの能力	1 分当たり80 ノルマル立方メートル処理			
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成	予定年月日	着工後約1か月			
使用開始の	予定年月日	完成の翌日			
特定施設の優	使用時間間隔	間欠、 8 時から18時			
特定施設の1日 時間	当ちりの使用	10時間			
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	なし			
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3 最大 3			
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5 最大 5			
	浮遊物質 単単 リッき ラム ラム	通常 10未満 最大 10未満			
	室 素 全 は は は り い さ に う こ に う こ に う こ に う こ に う こ に に に に に に に に に に に に に	通常 10 最大 10			
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1未満			
汚水等の1E (単位 立方	日当たりの量	通常 0			

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) No. 1 汚水処理施設

設 置 st	≢ 月 日	平成13年 5 月15日				
処 理 施 i	殳 の 種 類	物理化学的処理				
処 理 施 i	ひの型式	中和及び凝集				
処 理 施 i	殳 の 構 造	ステンレス製及びボ	パリエチレン製等			
処理施設の	の主要寸法	縦 42メートル 横 高さ 8メートル	50メートル			
処 理 施 i	殳の能力	1日当たり3,000立	方メートル処理			
汚水等の気	処理の方式	中和及び凝集				
処理施設の値	使用時間間隔	連続				
処理施設の1 E 時間	日当たりの使用	24時間				
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし				
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後			
よる処理前	水素イオン	通常 1~12	通常 5.8~8.6			
及び処理後の汚水等の	濃度(水素 指数)	最大 1~12	最大 5.8~8.6			
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常 5.2	通常 5.2			
値	位 1リッ トルにつき ミリグラム)	最大 6.4	最大 6.4			
	浮遊物質量	通常 70	通常 20			
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 100	最大 30			
	窒素含有量 (単位 1	通常 16.6	通常 16.6			
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 20 2	最大 20 2			
	りん含有量 (単位 1	通常 0 25	通常 0 25			
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 1.0	最大 1.0			
汚水等の 1 [当当たりの量	通常 2,373	通常 2,373			
(単位 立)	5メートル)	最大 2 890	最大 2 890			

(2) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年 5 月15日
処理施設の種類	物理化学的処理
処理施設の型式	p H調整及び蒸留
処理施設の構造	ステンレス製及びポリエチレン製等
処理施設の主要寸法	縦 25メートル 横 57メートル 高さ 19メートル
処理施設の能力	1日当たり1 <i>4</i> 00立方メートル処理
汚水等の処理の方式	p H調整及び蒸留
処理施設の使用時間間隔	連 続

処理施設の1E 時間	3当たりの使用	24時	間				
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	な	U				
処理施設に	項 目	処	理	前	処	理	後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	11 ~ 11 ~		通常最大		~ 12 ~ 12
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	1 .1 1 .1	_	通常 最大	1	-
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	50 100		通常 最大	23 50	
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	, , , ,		通常 最大	12 15	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	0 <i>4</i> 2 £	.	通常 最大	_	.45 Ω
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)				通常最大	1 ,044 1 ,257	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大		
	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大	3 <i>7</i> 4 6	
	浮遊物質量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	12 15	
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	10 <i>A</i> 12 <i>8</i>	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		
	日当たりの量		3 ,984 4 ,818	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第852号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 小松町安井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成24年 6 月29日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏	名	住角	f
監事"		敏 彦 正 実	西条市小松町安井甲116番地 西条市小松町安井甲204番地 4	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	茅原	道夫	西条市小松町安井甲113番地	

○愛媛県告示第853号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 愛媛県北条市辻土地改良区(新名称・松山市北条辻土地改良区)の 定款の変更を認可した。

平成24年6月29日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考		
県 道	久米垣生線	松山市市坪南二丁目303番 2 から	旧	メートル 63~73	キロメートル 0.062			
宗 追	人 木坦王線	同市市坪北二丁目247番 1 まで	新	6 3~19 5	0 .062			

○愛媛県告示第855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	í	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道		久	米垣生	線	松山市市坪南二							平成24年 6 月30日

○愛媛県告示第856号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	二版松山總	松山市窪野町甲2115番3から 三坂松山線 同町甲2091番地先まで	IΒ	メートル 3 4~ 72	キロメートル 0.090	
	— ⁴ X1A Щ # 		新	5.1~ 9.0	0 .090	
"	松山市窪野町甲2067番地先から		IΒ	35~ 7.0	0 .057	
	"	同町甲2074番 1 地先まで	新	35~82	0 .057	
"	11	松山市窪野町乙430番地先	IΒ			
"	"	14 및 [17 注至] 스삭30亩 2번 7단		4 8 ~ 10 0	0 .065	

	松山市窪野町甲2020番地先から		松山市窪野町甲2020番地先から	旧	4.6~ 7.9	0 .040	
	"	"	同町乙430番地先まで		6.7~ 9.6	0 .040	
	"	"	松山市窪野町甲2016番 1 地先から	I日 4.0~8.5 0.068			
	"	"	同町乙429番 3 地先まで	新	5 9~12 0	0 .068	
	"	"	松山市窪野町乙46番 1 地先から	旧 93~149 0.05	0 .052		
	"	"	同町乙44番3まで	新	9 3~18 6	0 .052	

○愛媛県告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路	の種類	路線名	X	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	三坂松山線	松山市窪野町甲351番 2 から		旧	メートル 6.0~ 6.4	キロメートル 0 .016	
床 	旦	二块松山綠	同町甲361番2まで		新	69~84	0 .016	

○愛媛県告示第858号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲同町甲361番2		先から					平成24年 6 月29日

告 公

〇公 告

平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の 公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長河崎広二から通知のあ った平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況につ いて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の規 定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数 679会員 加入戸数 907 205戸 共済委託契約金額 8 ,126 ,950 ,032千円 火災共済掛金 1,009,203千円 被災戸数 190戸 火災共済給付金 219 653千円

特定給付金 13 040千円 復興建築助成戸数 81戸 復興建築助成金 30 478千円 5 236戸 住宅災害見舞戸数 住宅災害見舞金 394 ,380千円 住宅防火施設整備補助会員数 137会員 住宅防火施設整備補助金 69 099千円 2 貸借対照表(平成24年3月31日現在)

(1) 資産の部

① 流動資産 610 695千円

② 固定資産

ア 特定資産

(ア) 異常危険準備金資産 3 015 659千円 (イ) その他特定資産 1,711,114千円 イ その他固定資産 483 ,347千円 資産合計 5 820 815千円

(2) 負債の部

① 流動負債 963 511千円 平成24年6月29日 第2381号

② 固定負債 3 ,117 ,524千円 正味財産合計 1 ,739 ,780千円 4 081 035千円 負債及び正味財産合計 5 820 815千円 負債合計

(3) 正味財産の部

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同 条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6 月18日	特定非営利活動法人 えひめ311	渡部寛志	愛媛県松山市東一万町 2	この法人は、大規模災害により被災及び避難した者に対して、『一人一人の心に寄り添い共に課題を解決していく』という理法ととは影難がをとされる援事業を行うと共に、「命と警論を育り一日でも早く一人でも多くのを目的と変のよっな出せるような仕組みづくりを目的となる。またすべての市民に対して、東日本大震、講演会やワークショップ、展覧会等を開催して、事業を行い、震災を「風化させない」取り組みを進め、減災社会の実現に貢献することを目的とする。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリ-ニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定 による平成24年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成24年8月30日(木)午前9時

- 2 試験の場所
- (1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成24年7月23日(月)から7月30日(月)まで。ただし、郵 送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者 については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

平成24年6月29日 発行 596